

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（土佐くろしお鉄道の乗車券類の種別一部変更等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第 2 号及び第 3 号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合</p> <p>道南いさりび鉄道株式会社線</p> <p>IGR いわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）</p> <p>えちごトキめき鉄道株式会社線</p> <p>伊豆急行株式会社線</p> <p><u>富士急行株式会社線</u></p> <p>伊豆箱根鉄道株式会社線</p> <p>伊勢鉄道株式会社線</p> <p>I R いしかわ鉄道株式会社線</p> <p>WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線</p> <p>土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(特定の座席指定券の発売)</u></p> <p>第 39 条 <u>第 37 条の規定により座席指定券を発売する場合は、別に定めるところにより、期間を定めて、特定の座席指定料金によって座席指定券を発売することがある。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第 2 号及び第 3 号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合</p> <p>道南いさりび鉄道株式会社線</p> <p>IGR いわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）</p> <p>えちごトキめき鉄道株式会社線</p> <p>伊豆急行株式会社線</p> <p><u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u></p> <p>伊豆箱根鉄道株式会社線</p> <p>伊勢鉄道株式会社線</p> <p>I R いしかわ鉄道株式会社線</p> <p>WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線</p> <p>土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 39 条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現 行	改 正
<p>(座席指定料金)</p> <p>第 71 条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて <u>530 円</u>とする。</p> <p>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p> <p><u>(座席指定料金の特定)</u></p> <p>第 72 条 <u>第 39 条の規定により発売する座席指定券の大人座席指定料金は、330 円とする。</u></p> <p><u>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、<u>富士急行株式会社線</u>、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第 72 条の 2 第 37 条<u>から第 39 条まで</u>の規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、<u>富士急行株式会社線</u>各駅、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、<u>前 2 条</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円(伊豆急行株式会社線区間にあっては座席指定料金 110 円、<u>富士急行株式会社線</u>区間にあっては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線区間にあっては座席指定料金 250 円)を併算した額</p> <p>(2) 小児座席指定料金</p> <p>旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額(<u>富士急行株式会社線</u>区間及び井原鉄道株式会社線区間にあっては、大人座席指定料金と同額)とを併算した額</p> <p>(中略)</p>	<p>(座席指定料金)</p> <p>第 71 条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて<u>旅客規則に定める旅客会社線区間の額</u>とする。</p> <p>2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。</p> <p>第 72 条 <u>削除</u></p> <p>(中略)</p> <p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第 72 条の 2 第 37 条<u>及び第 38 条</u>の規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>各駅、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、<u>第 71 条</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円(伊豆急行株式会社線区間にあっては座席指定料金 110 円、<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>区間にあっては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線区間にあっては座席指定料金 250 円)を併算した額</p> <p>(2) 小児座席指定料金</p> <p>旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額(<u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>区間及び井原鉄道株式会社線区間にあっては、大人座席指定料金と同額)とを併算した額</p> <p>(中略)</p>

現 行	改 正
<p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p>a J R 自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第 14 条、第 69 条から第 71 条まで、第 86 条及び第 87 条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第 154 条第 2 項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第 154 条第 1 項第 1 号イ本文の規定によって算定する。</p> <p>b J R 自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が 100 キロメートルまでのときは、1 日とする。</p> <p>(一) J R 自動車線以外の区間 a の規定により算定した期間</p> <p>(二) J R 自動車線区間 1 日</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1 日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>秩父鉄道株式会社線</p> <p>わたらせ渓谷鐵道株式会社線</p> <p>ひたちなか海浜鐵道株式会社線</p> <p>関東鐵道株式会社線</p> <p>真岡鐵道株式会社線</p> <p>銚子電氣鐵道株式会社線</p> <p>鹿島臨海鐵道株式会社線</p>	<p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p>a J R 自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第 14 条、第 69 条から第 71 条まで、第 86 条及び第 87 条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第 154 条第 2 項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第 154 条第 1 項第 1 号イ本文の規定によって算定する。</p> <p>b J R 自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が 100 キロメートルまでのときは、1 日とする。</p> <p>(一) J R 自動車線以外の区間 a の規定により算定した期間</p> <p>(二) J R 自動車線区間 1 日</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1 日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>秩父鐵道株式会社線</p> <p>わたらせ渓谷鐵道株式会社線</p> <p>ひたちなか海浜鐵道株式会社線</p> <p>関東鐵道株式会社線</p> <p>真岡鐵道株式会社線</p> <p>銚子電氣鐵道株式会社線</p> <p>鹿島臨海鐵道株式会社線</p>

現 行					改 正				
小湊鉄道株式会社線 東葉高速鉄道株式会社線 新京成電鉄株式会社線 東武鉄道株式会社線 京成電鉄株式会社線 西武鉄道株式会社線 東京地下鉄株式会社線 東京臨海高速鉄道株式会社線 東京モノレール株式会社線 小田急電鉄株式会社線 京王電鉄株式会社線 東急電鉄株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 箱根登山鉄道株式会社線 伊豆急行株式会社線 <u>富士急行株式会社線</u> アルピコ交通株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線 (以下略)					小湊鉄道株式会社線 東葉高速鉄道株式会社線 新京成電鉄株式会社線 東武鉄道株式会社線 京成電鉄株式会社線 西武鉄道株式会社線 東京地下鉄株式会社線 東京臨海高速鉄道株式会社線 東京モノレール株式会社線 小田急電鉄株式会社線 京王電鉄株式会社線 東急電鉄株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 箱根登山鉄道株式会社線 伊豆急行株式会社線 <u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u> アルピコ交通株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線 (以下略)				
別表 (別冊)					別表 (別冊)				
(前略)					(前略)				
(501)の2 土佐くろしお鉄道株式会社線					(501)の2 土佐くろしお鉄道株式会社線				
規則別表					規則別表				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
土佐くろしお鉄道株式会社	東日本・東海・西日本・四国旅客会社線	土讃線 窪川	片、往、続、勤定、学定、団、急、特車		土佐くろしお鉄道株式会社	東日本・東海・西日本・四国旅客会社線	土讃線 窪川	片、往、続、勤定、学定、団、急、特車	

現 行					改 正				
線	同	予土線 若井	片、往、続、勤 定、学定、団		線	同	予土線 若井	片、往、続、勤 定、学定、団	
	東海・西日本・四国旅客会 社線	土讃線 後免	<u>同</u>			東海・西日本・四国旅客会 社線	土讃線 後免	<u>片、往、続、勤 定、学定、団、 急、特車</u>	
(以下略)					(以下略)				

附則

この通達は、令和4年4月1日乗車となるものから施行する。ただし、富士山麓電気鉄道株式会社線に係る改正は令和4年4月1日から施行する。